

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく管
理不全空家等に係る規定を新設するため。

立川市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定空家等の適正管理に関する条例（平成29年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市内に所在する空家等、 <u>管理不全空家等</u> 及び特定空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市内に所在する空家等及び特定空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 (2) <u>管理不全空家等</u> そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。 (3)略..... (所有者等の責務) 第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空家等 建築物（共同住宅及び長屋にあっては、これらの住戸）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 (2)略..... (所有者等の責務) 第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、

当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当するときは、自らの責任において、その状態を解消しなければならない。

(特定空家等認定審査会の設置)

第6条 市長の諮問に応じ、管理不全空家等及び特定空家等の適正管理に必要な事項を審査するため、立川市特定空家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(管理不全空家等の認定)

第7条 市長は、空家等が別に定める基準による管理不全空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を管理不全空家等と認定する。

(管理不全空家等の所有者等に対する勧告)

第8条 市長は、前条の規定により管理不全空家等の認定をした空家等の所有者等に対し、法第13条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(特定空家等の認定)

第9条略.....

2略.....

(事前手続)

第10条 市長は、法第22条第9項又は第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(応急措置)

第11条略.....

当該空家等が特定空家等にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空家等が特定空家等に該当するときは、自らの責任において、その状態を解消しなければならない。

(特定空家等認定審査会の設置)

第6条 市長の諮問に応じ、特定空家等の適正管理に必要な事項を審査するため、立川市特定空家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(特定空家等の認定)

第7条略.....

2略.....

(事前手続)

第8条 市長は、法第22条第9項若しくは第10項の規定又は第11条において準用する法第22条第9項若しくは第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(応急措置)

第9条略.....

2略..... (空家等の所有者等に関する情報の利用等) <u>第12条</u>略.....	2略..... (空家等の所有者等に関する情報の利用等) <u>第10条</u>略..... <u>(法の規定が適用されない特定空家等に対する措置)</u> <u>第11条 法第22条第1項から第10項まで及び第15項の規定は、特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。この場合において、法第22条第15項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）」と読み替えるものとする。</u> (委任) <u>第12条</u>略.....
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。